

短期（予防）入所療養介護 重要事項説明書

医療法人社団 葵会

介護老人保健施設 葵の園・大和

裏表紙

短期（予防）入所療養介護重要事項説明書

1 介護老人保健施設 葵の園・大和 概要

(1) 提供できるサービスの種類

短期予防入所療養介護の施設サービスおよび付随するサービス

(2) 施設の名称および所在地等

施設名称	介護老人保健施設 葵の園・大和
所在地	〒242-0013 神奈川県大和市深見台1丁目7番33号
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	施設長 村嶋 龍太郎
電話番号	046-260-3300
サービスの種類	介護保健施設サービス（短期（予防）入所療養介護）
介護保険事業者番号	1453080041

(3) 施設の職員体制（入所及び短期入所療養介護施設を兼務します）

（単位：人）

職種	常勤	非常勤	実人員	換算	夜間	業務内容（例）
施設長（医師）	1		1	1.0	-	管理者兼医学的管理
医師						医学的管理（施設長兼）
薬剤師		1	1	0.6	-	調剤および薬剤管理
看護職員	8	5	13	11.3	1	医学的管理に基づく看護
介護職員	22	10	32	28.5	4	介護に関する全般
支援相談員	2	-	2	2.0	-	処遇全般のマネジメント
理学療法士	5	3	8	6.4	-	理学療法による訓練業務
作業療法士	1	2	3	2.2		作業療法による訓練業務
言語聴覚士		1		0.2		言語聴覚士による訓練業務
管理栄養士	1		1	1.0	-	栄養管理及び食品の安全衛生管理
介護支援専門員	2		2	2.0	-	ケアマネジメント業務
事務職員	3	2	5	4.5	-	総務・経理事務等の業務
その他職員					-	施設保全・運転等
合計	45	24	69	59.7	5	

(4) 施設の設備の概要

定員	100名（一般棟60名／認知棟40名）			
居室	一般棟（4人室）	12室	診察室	1室
	一般棟（2人室）	6室	食堂	2室
	認知棟（4人室）	9室	談話室	2室

	認知棟（個室）	4 室	機能訓練室	2 室
浴 室	一般浴室と特殊浴室があります。			

2 利用料金

（1）基本料金（短期入所療養介護）

- ・施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援・要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

◆「介護保険負担割合証」 1割負担の方

<多床室（2人室・4人室）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は1割)
要介護 1	868 円
要介護 2	920 円
要介護 3	987 円
要介護 4	1,042 円
要介護 5	1,100 円

<個室（従来型）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は1割)
要介護 1	787 円
要介護 2	837 円
要介護 3	903 円
要介護 4	960 円
要介護 5	1,015 円

◆「介護保険負担割合証」 2割負担の方

<多床室（2人室・4人室）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は2割)
要介護 1	1,735 円
要介護 2	1,840 円
要介護 3	1,973 円
要介護 4	2,084 円
要介護 5	2,199 円

<個室（従来型）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は2割)
要介護 1	1,574 円
要介護 2	1,674 円
要介護 3	1,806 円
要介護 4	1,919 円
要介護 5	2,030 円

◆「介護保険負担割合証」 3割負担の方

<多床室（2人室・4人室）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は3割)
要介護 1	2,602 円
要介護 2	2,759 円
要介護 3	2,960 円

要介護 4	3,126 円
要介護 5	3,298 円

< 個室（従来型） >

要介護認定 区分	介護保険適用時の 1 日当たりの利用料金 (自己負担額は 3 割)
要介護 1	2,361 円
要介護 2	2,511 円
要介護 3	2,709 円
要介護 4	2,878 円
要介護 5	3,044 円

その他加算（1）

◆「介護保険負担割合証」 1 割負担の方

加 算 内 容	負担金額	加算条件	内 容 の 説 明
夜勤職員配置加算	25 円	1 日あたり	夜勤を行なう職員を一定数配置されている為、加算されます。
個別リハビリ加算	251 円	1 日あたり	ご希望により、個別でのリハビリを実施した際加算されます。
療養食加算	9 円	1 回あたり (1 日 3 回 限度)	食事療法が必要と医師より糖尿病食等の療養食での対応が必要と指示がある場合に加算されます。
送迎加算	193 円	片道あたり	入退所時送迎を利用時に加算されます。
緊急時治療管理 I	542 円	1 日あたり	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	94 円	1 日あたり (7 日間を 限度)	利用者様の状態やご家族の事情等により、介護支援専門員が短期療養介護を受ける必要があると認めている場合
認知症専門ケア加算 I	4 円	1 日あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	54 円	1 日あたり	在宅復帰・在宅療養支援等指標の数値が 40 以上ある場合
生産性向上推進体制加算 II	11 円	1 回あたり	生産性委員会を開催して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する改善活動を継続的に行っています。
サービス提供体制強化加算 I (※1)	23 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上の場合
介護職員処遇改善加算 I			厚生労働大臣の定める基準による

(※1) 当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まれません。

◆「介護保険負担割合証」 2 割負担の方

加 算 内 容	負担金額	加算条件	内 容 の 説 明
夜勤職員配置加算	50 円	1 日あたり	夜勤を行なう職員を一定数配置されている為、加算されます。
個別リハビリ加算	502 円	1 日あたり	ご希望により、個別でのリハビリを実施した際加算されます。
療養食加算	17 円	1 回あたり (1 日 3 回 限度)	食事療法が必要と医師より糖尿病食等の療養食での対応が必要と指示がある場合に加算されます。

送迎加算	385 円	片道あたり	入退所時送迎を利用時に加算されます。
緊急時治療管理Ⅰ	1,083 円	1 日あたり	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	188 円	1 日あたり (7 日間を 限度)	利用者様の状態やご家族の事情等により、介護支援専門員が短期療養介護を受ける必要があると認めている場合。
認知症専門ケア加算Ⅰ	7 円	1 日あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	107 円	1 日あたり	在宅復帰・在宅療養支援等指標の数値が 40 以上ある場合
生産性向上 推進体制加算Ⅱ	21 円	1 回あたり	生産性委員会を開催して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する改善活動を継続的に行っています。
サービス提供体制強化加算Ⅰ (※1)	46 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上の場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ			厚生労働大臣の定める基準による

(※1) 当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まれません。

◆「介護保険負担割合証」 3割負担の方

加 算 内 容	負担金額	加算条件	内 容 の 説 明
夜勤職員配置加算	75 円	1 日あたり	夜勤を行なう職員を一定数配置されている為、加算されます。
個別リハビリ加算	753 円	1 日あたり	ご希望により、個別でのリハビリを実施した際加算されます。
療養食加算	25 円	1 回あたり (1 日 3 回 限度)	食事療法が必要と医師より糖尿病食等の療養食での対応が必要と指示がある場合に加算されます。
送迎加算	577 円	片道あたり	入退所時送迎を利用時に加算されます。
緊急時治療管理Ⅰ	1,624 円	1 日あたり	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	282 円	1 日あたり (7 日間を 限度)	利用者様の状態やご家族の事情等により、介護支援専門員が短期療養介護を受ける必要があると認めている場合。
認知症専門ケア加算Ⅰ	10 円	1 日あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	160 円	1 日あたり	在宅復帰・在宅療養支援等指標の数値が 40 以上ある場合
生産性向上 推進体制加算Ⅱ	32 円	1 回あたり	生産性委員会を開催して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する改善活動を継続的に行っています。
サービス提供体制強化加算Ⅰ (※1)	69 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上の場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ			厚生労働大臣の定める基準による

(※1) 当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まれません。

※「介護保険負担割合証」につきましては、原則として有効な割合証の提示のあった月の利用分からの適用となります。

(2) 基本料金（介護予防短期入所療養介護）

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援・要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

◆「介護保険負担割合証」 1割負担の方

<多床室（2人室・4人室）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は1割)
要支援 1	641 円
要支援 2	809 円

(2人室は別途・¥1,100 かかります)

<個室（従来型）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は1割)
要支援 1	605 円
要支援 2	759 円

◆「介護保険負担割合証」 2割負担の方

<多床室（2人室・4人室）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は2割)
要支援 1	1,281 円
要支援 2	1,618 円

(2人室は別途・¥1,100 かかります)

<個室（従来型）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は2割)
要支援 1	1,210 円
要支援 2	1,518 円

◆「介護保険負担割合証」 3割負担の方

<多床室（2人室・4人室）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は3割)
要支援 1	1,922 円
要支援 2	2,427 円

(2人室は別途・¥1,100 かかります)

<個室（従来型）>

要介護認定 区分	介護保険適用時の1日当たりの利用料金 (自己負担額は3割)
要支援 1	1,815 円
要支援 2	2,276 円

その他加算（1）

◆「介護保険負担割合証」 1割負担の方

加 算 内 容	負担金額	加算条件	内 容 の 説 明
夜勤職員配置加算	25 円	1 日あたり	夜勤を行なう職員を一定数配置されている為、加算されます。
個別リハビリ加算	251 円	1 日あたり	ご希望により、個別でのリハビリを実施した際加算されます。
療養食加算	9 円	1 回あたり (1 日 3 回 限度)	食事療法が必要と医師より糖尿病食等の療養食での対応が必要と指示がある場合に加算されます。
送迎加算	193 円	片道あたり	入退所時送迎を利用時に加算されます。
緊急時治療管理 I	542 円	1 日あたり	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に加算されます。
認知症専門ケア加算 I	4 円	1 日あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合
サービス提供体制強化加算 I (※1)	23 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上の場合
生産性向上 推進体制加算 II	11 円	1 回あたり	生産性委員会を開催して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する改善活動を継続的に行っています。
介護職員処遇改善加算 I			厚生労働大臣の定める基準による

(※1) 当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まれません。

◆「介護保険負担割合証」 2割負担の方

加 算 内 容	負担金額	加算条件	内 容 の 説 明
夜勤職員配置加算	50 円	1 日あたり	夜勤を行なう職員を一定数配置されている為、加算されます。
個別リハビリ加算	502 円	1 日あたり	ご希望により、個別でのリハビリを実施した際加算されます。
療養食加算	17 円	1 回あたり (1 日 3 回 限度)	食事療法が必要と医師より糖尿病食等の療養食での対応が必要と指示がある場合に加算されます。
送迎加算	385 円	片道あたり	入退所時送迎を利用時に加算されます。
緊急時治療管理 I	1,083 円	1 日あたり	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に加算されます。
認知症専門ケア加算 I	7 円	1 日あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合
サービス提供体制強化加算 I (※1)	46 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上の場合
生産性向上 推進体制加算 II	21 円	1 回あたり	生産性委員会を開催して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する改善活動を継続的に行っています。
介護職員処遇改善加算 I			厚生労働大臣の定める基準による

(※1) 当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まれません。

◆「介護保険負担割合証」 3割負担の方

加 算 内 容	負担金額	加算条件	内 容 の 説 明
夜勤職員配置加算	75 円	1 日あたり	夜勤を行なう職員を一定数配置されている為、加算されます。
個別リハビリ加算	753 円	1 日あたり	ご希望により、個別でのリハビリを実施した際加算されます。
療養食加算	25 円	1 回あたり (1 日 3 回 限度)	食事療法が必要と医師より糖尿病食等の療養食での対応が必要と指示がある場合に加算されます。
送迎加算	577 円	片道あたり	入退所時送迎を利用時に加算されます。
緊急時治療管理Ⅰ	1,624 円	1 日あたり	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅰ	10 円	1 日あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ (※1)	69 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上の場合
生産性向上 推進体制加算Ⅱ	32 円	1 回あたり	生産性委員会を開催して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する改善活動を継続的に行っています。
介護職員処遇改善加算Ⅰ			厚生労働大臣の定める基準による

(※1) 当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まれません。

※「介護保険負担割合証」につきましては、原則として有効な割合証の提示のあった月の利用分からの適用となります。

(3) その他保険外料金（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護共通）

① 食費 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、段階により以下の内容になります。

	第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
要介護1	300 円/日	600 円/日	1,000 円 ①	1,300 円 ②	1,995 円/日
要介護2					
要介護3					
要介護4					
要介護5					

※食費内訳：朝食 570 円・昼食 750 円・夕食 630 円（おやつ代含む）

食費につきましては、提供した分を朝・昼・夕に区分けして請求させていただきます。

③ 居住費 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、段階により以下の内容になります。

<多床室（2人室・4人室）>

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1	0 円/日	370 円/日		680 円/日
要介護2				
要介護3				

要介護 4			
要介護 5			

※2人室（従来型）には、差額室料として1,100円/日加算されます。

＜個室（認知症棟）（従来型）＞

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護 1	0円/日	490円/日	1,310/日	1,680円/日
要介護 2				
要介護 3				
要介護 4				
要介護 5				

※「介護保険負担限度額認定証」につきましては、原則として有効な認定証の提示のあった月の利用分からの適用となります。

④ その他の料金（税込）

- ・特別室利用料（1日あたり/税込）2人部屋 1,100円（1日あたり/税込）
- ・教養娯楽費 実費/回（書道クラブや手芸クラブへの参加時）
クラブ活動の費用目安110円～1,100円程度で活動内容により異なります。
- ・日用品リース（1日あたり/税抜）※リースは業者委託となります。内訳は別紙価格表をご覧ください）
- ・衣類クリーニング料金（業者委託）詳細は別紙「衣類クリーニング価格表」をご覧ください。
業者へ委託するため契約書でお申込み下さい。※税抜料金
その他 実費（1ネット550円）
- ・テレビ利用料（4人・2人部屋設置）110円/日 イヤホン代 220円/個

3 サービス内容

①施設サービス計画の立案

介護支援専門員が施設での日常生活全般を支援する観点に立って課題、援助方針、目標等を多職種で協議し計画書を作成し説明、同意をいただきます。

②食事（朝食/8:00～8:45、昼食/12:00～13:00、おやつ/15:00、夕食/18:00～18:45）

原則として食事は食堂で召し上がっていただきます。適時適温にて提供し、食事形態等の個別対応を実施致します。管理栄養士を配置し栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。原則として差し入れやお菓子等の持ち込みはご遠慮ください。

③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）

ご利用日数に応じて対応させていただきます。脱衣や入浴に介助が必要な方は職員がお手伝いさせていただきます。体調により入浴ができない場合は、清拭とさせていただきますことがあります。

④医学的管理・看護

お薬は、ご利用される日数分を持参ください。施設内で適切な医学的管理、処置等が困難な場合は、医師の判断により通院又は入院をお願いすることがございますので、ご了承下さい。
夜間帯や急変時には、救命を優先させていただきますので、救急車を要請して病院への受診又は入院をお願いすることとなります。病院はベッド状況や診療科目により、ご指定の病院以外となることがございます。

⑤介護（退所時の支援も行います）

残存機能を生かしながら、生活のご支援をおこないます。日常生活の中に余暇活動や行事等を取り入れながら、心身の機能維持や向上を目標として介護サービスの提供に取り組んでいきます。

⑥機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

理学・作業療法士が利用者様の評価を行い、リハビリテーション実施計画書を作成し説明、同意をいただきリハビリテーションを提供致します。リハビリテーションは週2回実施致します。

理学・作業療法士により1対1で20分間の個別リハビリを提供致します。生活上の離床や日常生活動作を行うことも生活リハビリの一環となります。

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用者の方から利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。（別紙ご参照方）

4 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始まずは、お電話でご連絡ください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

（2）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する場合はお早めにお申し出ください。

②当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

③自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

イ)介護保険給付を受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合。

ロ)利用者をご逝去された場合。

（3）その他

①当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

②利用者やその家族等が当事業者のサービス従業者または他の利用者に対し暴言、暴力、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合は、当事業者は文書にて通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

③ご利用者様の体調の急変及び精査、加療を要することにより医療機関等に入院された場合は、その日をもって契約を解除することとなります。

5 施設の特徴等

（1）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの、介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目指すとした施設です。更に、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における看護及び、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指すものです。療養にあたっては、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った介護保健施設サービスの提供に努め、明るく家庭的な雰囲気の中、家庭や地域との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- ①面会 …………… 月曜日 ～ 金曜日 午前 10:00 ～ 午後 6:00
土日祝・年末年始 午前 10:00 ～ 午後 5:00
※やむを得ない場合は、事前にご相談ください。
- ②外出・外泊 …………… 事前にお申し出下さい。外泊時には家庭での療養の注意点等ご家族
にお願いする事項もあります。
- ③飲酒・喫煙 …………… ご遠慮ください。
- ④火気の取扱い …………… ライター等の火気の持ち込みはご遠慮下さい。
- ⑤設備・備品の利用 …………… ご希望に添いかねる物もございますので、職員に申し出て下さい。
- ⑥所持品・備品等の持込 …… その都度職員に申し出て下さい。衣類等名前の記入できる物には全
てお名前を記入して下さい。特にドライヤー、テレビやラジオ、照
明等でコードを有する物品については持込を禁止いたします。電池
式、充電式については可としますがお申し出下さい。
- ⑦金銭・貴重品の管理 …… 原則お預かりできません。
※やむを得ない場合には、事務室にご相談ください。
- ⑧施設外での受診 …………… 施設入所の証明書が必要ですので、必要な場合は、（外泊時等）外
泊時に証明書をお受け取り下さい。通院する前に” 必ず、施設長、
師長又は相談員にご相談ください。”
- ⑨お部屋の移動 …………… 療養室は決まっていますが、ご利用者様の状況等でお部屋を移動す
ることが考えられます。お部屋移動時 は、ご家族様へご連絡致しま
すのでご了承ください。ご本人様へはこちらからご説明致しますが、
ご家族からもそのような移動があることをご説明ください。
- ⑩飲食物の持込 …………… ご家族様と一緒に施設内での飲食はご自由ですが誤嚥や窒息等の危
険があるため、残ったものはお持ち帰りください。また、食べ物（特
に飴類、ビスケットなど）は療養室に置かないでください。ご利用者様
が食べられたものについては、フロアスタッフにご連絡ください。
治療をしているご利用者様もいるため、同室者様への食べ物のおす
そわけはご遠慮ください。置いて行かれた食品は処分させていただ
く場合がございますので予めご了承ください。

①協力医療機関

名称	医療法人社団 哺育会	桜ヶ丘中央病院
所在地	神奈川県大和市福田一丁目7番1号	

②協力歯科医療機関

名称 ひらの歯科医院

所在地 神奈川県大和市中心四丁目1番2号 近藤ビル2階

※訪問診療を行っておりますが、かかりつけの歯科医院による診察が可能です。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、救急隊、親族、主治医、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

8 身体拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長、身体拘束廃止委員長の判断により、身体拘束その他利用者の行動制限を行うことがあります。この場合は、手順を踏まえ、様態・時間心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録、所定の用紙に記録するとともに、保証人へも詳細を報告することとします。

9 秘密保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその親族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。個人情報の保護につきましては、事務所横の掲示板に掲示しております。個人情報の開示請求につきましては、所定の書類を事務所に依頼ください。

10 記録

利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録は5年間保管します。）利用者、保証人等が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、その他の者に対しては、個人情報の開示手続きを行い、これに応じます。

11 書類発行等について

請求書・領収書等の再発行や、利用料医療費控除証明書等の各種書類の発行につきましては有料となっております。送付致しました請求書・領収書等は大切に保管頂きます様、お願い致します。

※発行手数料： 一部につき 1,100 円

12 非常災害対策

①防災時の対応：事業所防災規定による

②防災設備：前①項の規定に沿った設備を設置（スプリンクラー、消火器、消火栓、消防署への非常通報設備完備）

③防災訓練：年2回実施（内1回は夜間の火災を想定した訓練を行います）

④防災責任者：事務長・防火管理者

13 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等は禁止します。

14 サービス内容に関する相談・苦情等受付窓口

①当施設の相談・苦情等受付窓口

担当： 介護老人保健施設 葵の園・大和

支援相談員： 奥寺貞有

電話： 046-260-3300

時間： 午前 8:30～午後 5:30（月曜日～土曜日）

※1階に備え付けの用紙とご意見箱を設置しておりますので、投函し申し出ることもできます。

※当施設の提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

※ご不明な点に関しましては、お気軽にお問い合わせください。

②市や県の相談・苦情等受付窓口

市区町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

イ)大和市の受付窓口

担当： 健康福祉部 高齢福祉課

電話： 046-260-5170

ロ)神奈川県国民健康保険団体連合会の受付窓口

担当： 国民健康保険団体連合会 相談係

電話： 045-329-3447（ナビダイヤル）0570-022110

1.5 事故発生時の対応

サービス中に事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じます。医師の判断により専門的な精査・治療が必要な場合は、医療機関への依頼をします。その他、状況に応じてご家族様、行政機関などに対して速やかに連絡します。

1.6 賠償責任

介護施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

1.7 その他

施設についての詳細はパンフレット等を用意しておりますので、ご請求ください。この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

1.8 当法人の概要

- | | |
|--------------|---|
| ① 名称・法人種別 | 医療法人社団 葵会 |
| ① 代表者役職・氏名 | 理事長 新谷 幸義 |
| ② 本部所在地・電話番号 | 千葉県柏市小青田 1-3-2
柏たなか病院（本部）
電話：04-7136-8008 |

同意書

年 月 日

短期（予防）入所療養介護利用にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〔事業者〕

所在地 〒242-0013 神奈川県大和市深見台1丁目7番33号
名称 医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・大和

説明者氏名 _____ (印)

介護老人保健施設 葵の園・大和 施設長 殿

介護老人保健施設 葵の園・大和 を利用するにあたり、介護老人保健施設重要事項説明書を受領し、これを十分理解した上で利用者様並びに保証人の連署をもって同意いたします。

年 月 日

【利用者様】

住所 _____

氏名 _____ (印)

【保証人】

住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____